

勸告

別紙第2

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

1 本年の給与改定

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成26年度の支給割合

12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 平成27年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 給与制度の総合的見直し

(1) 給料表

1の(1)による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第

2のとおり改定すること。

(2) 地域手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(3) 単身赴任手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 管理職員特別勤務手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(5) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等

鹿児島県職員の給与に関する条例附則第13項、鹿児島県学校職員の給与に関する条例附則第14項及び鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例附則第11項の規定による55歳を超える職員の給料月額減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

3 再任用職員の給与

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイ、2及び3については平成27年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 平成30年3月31日までの間における差額の支給

2による改定後の給料表の適用の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けて

いた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、差額の支給に関する人事院勧告の内容に準じてその差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、地域手当の支給割合の特例措置に関する人事院勧告の内容に準じること。

ウ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額は、単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置に関する人事院勧告の内容に準じること。

エ その他所要の経過措置

アからウまでに掲げるもののほか、この改定に伴う所要の経過措置を人事院勧告による改定に伴う所要の経過措置に準じて講じること。